

平成25年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年5月10日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	5月10日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	水野智見	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	黒川 静一
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		次 長 兼 総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環境課長	上田 実
		次 長 兼 健康推進 課 長	川合 保	次 長 兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		住民課長	伊藤 満	高齢介護 課 長	能島 頼子
		保険医療 課 長	山本 章人		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 まちづく り推 進 課 長	志治 正弘
		土木農政 課 長	伊藤 保彦		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	水道課長	佐藤 正樹
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消防署長	坪井 親利
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	鈴木 智久
		生涯学習 課 長	江場 満		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	6 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 会期の決定
- 追加日程第5 議会議長の辞職
- 追加日程第6 選挙第4号 議会議長の選挙
- 追加日程第7 議会副議長の辞職
- 追加日程第8 選挙第5号 議会副議長の選挙
- 日程第9 選任第1号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第10 選任第2号 議会常任委員会委員の選任
- 日程第11 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任
- 追加日程第12 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第13 選挙第6号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第14 選挙第7号 海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

お手元に議会運営委員会報告書が配付されておりますので、確認をお願いいたします。

最初に、さきの補欠選挙により当選されました水野智見君の自己紹介と、4月1日付で職員員の異動がありましたので、順次、自己紹介の発言を許可いたします。

それでは、水野智見君よりお願いします。

○議員 水野智見君

自己紹介した。

○議長 中村英子君

ありがとうございました。

では、理事者のほうから順次自己紹介をお願いいたします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

自己紹介した。

○民生部長 佐藤一夫君

自己紹介した。

○消防本部消防長 大橋 清君

自己紹介した。

○民生部次長・健康推進課長 川合 保君

自己紹介した。

○消防本部次長・消防署長 坪井親利君

自己紹介した。

○民生部次長・子育て推進課長 鈴木利彦君

自己紹介した。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

自己紹介した。

○総務部次長・総務課長 江上文啓君

自己紹介した。

○高齢介護課長 能島頼子君

自己紹介した。

○住民課長 伊藤 満君

自己紹介した。

○保険医療課長 山本章人君

自己紹介した。

○水道課長 佐藤正樹君

自己紹介した。

○生涯学習課長 江場 満君

自己紹介した。

○土木農政課長 伊藤保彦君

自己紹介した。

○政策推進課長 黒川静一君

自己紹介した。

○議長 中村英子君

以上で、異動による自己紹介を終わらせていただきます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名します。

ここで、去る3月29日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

では、議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思えます。

去る3月29日金曜日、午前9時から開催をいたしました議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思えます。

まず1番目でございますが、平成25年第1回蟹江町議会臨時会の招集請求についてであります。平成25年第1回蟹江町議会臨時会の招集請求、5月10日開議につきましては、審査した結果、異議なしの旨の答申をすべきものと決定をいたしました。

会議に付議すべき事件は、蟹江町議会運営委員会委員の選任、蟹江町常任委員会委員の選任、蟹江町広報編集委員会委員の選任であります。

以上、地方自治法第101条第2項の規定により、平成25年第1回蟹江町議会臨時会を、議長が招集請求をすることを決議をいたしました。

次に、2番目でございますけれども、議会運営委員会の構成についてであります。1つ、1会派が解散されたことに伴い、5人から4人の構成では無理があるとの意見がありまして、議会運営を円滑に進めるために、平成25年度は議会運営委員会規定第4条の所属議員数の区

分に順じまして、無会派議員5名の中から委員2名を選出することといたしました。

なお、会派等変更が生じた場合につきましては、その都度議会運営委員会を開催をいたしまして決定することといたします。

次に、3番目、その他であります。議席の変更について、議会議員補欠選挙や会派の解散に伴い、議席の変更が必要となりましたので、議席の変更を行いたいと思います。

以上、報告をいたします。

以上でございます。

(10番議員降壇)

○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 菊地久君、お願いいたします。

○議会運営委員長 菊地 久君

じゃ、お願いします。

○議長 中村英子君

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時09分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時42分)

○議長 中村英子君

お手元に資料が3部配付をされております。本日の臨時会の日程案、それから議席配置図、それから蟹江高校跡地の譲渡価格についての3部がお手元に配付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

早速でございますけれども、ただいま開かれました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

口頭で申しわけございません。よろしくをお願いいたします。

まず、本臨時会の会期についてでありますけれども、会期は本日1日といたします。

次に、諸般の報告についてであります。25年3月31日付で会派新生クラブより解散届が提出をされ、受理をした旨を議長から報告いたします。

次に、議会運営委員の辞任の取り扱いについてであります。

新生クラブが解散されたことにより、伊藤俊一議員より議会運営委員の辞任届が出されました。この取り扱いにつきましては、委員の任期満了があす5月11日となっておりますので、満了まで在任することといたしました。

次に、議席についてであります。

議席につきましては、別紙のとおりといたします。

次に、議事日程についてであります。

お手元に配付してあります蟹江町議会臨時会日程案によることといたしますが、日程の順序が変更になる場合もございますので、ご承知のほどお願いを申し上げます。

次に、その他についてであります。

1つ目は、議会選挙の結果、得票数が、議会選挙というのは後にありますけれども、得票数が同数になった場合の取り扱いについてであります。抽せん箱を使用し、くじ棒を人数分用意をいたしております。くじを引く回数を2回とし、当選番号を1番といたします。第1回目にくじを引く順序を決め、2回目で確定のくじを引きます。くじを引く順序を決めるためのくじは、年長議員から引くことといたします。そのときにあったときは、また報告があると思います。

2つ目でございますが、町長が3期当選をされましたので、その就任の挨拶につきまして、登壇をして行っていただくことといたします。申し入れがありましたので、議長のほうから許可をおろしております。

3つ目、行政報告につきましては、河瀬副町長より旧蟹江高校について報告が行われます。

4つ目、クールビズについて、5月1日から町側はクールビズの服装ですので、議員各位におかれましても、ネクタイの着用を義務としないことを再確認をいたしました。ノーネクタイでも結構ということでございます。

最後に、議員互助会についてであります。臨時会終了後に議員互助会役員会及び同総会を開催いたします。協議内容は、24年度事業報告及び収支決算、25年度事業計画及び収支予算についてであります。

以上、簡単でございましたけれども、報告といたします。どうもありがとうございました。

(10番議員降壇)

○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

ここで、横江町長の3期就任の挨拶を許可いたします。横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、この貴重なお時間をおかりをいたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど来、議運の委員長さんからもご紹介ございましたように、この4月2日をもちまして3期目のスタートをさせていただきます。選挙はなかったわけではありますが、一層しっかりとした気構えで責任感を持って、この蟹江町の行政、しっかりと皆さんと一緒に引っ張っていききたいなというふうに思っております。

ただ、非才でありますし、皆様方のお力を多分におかりすることがあると思います。二元代表制のもと、町民の福祉、生命、財産、安心・安全のまちづくり、これに向かってまい進していきたい。特に合い言葉は協働であります。この協働を進めるために、議会基本条例を今お進めをいただいておりますし、住民の自治条例の制定に向かって、嘱託員の皆様方に研修研さんを積んでいただきまして、しっかりとご説明申し上げ、皆さんと一緒に一丸となってこのまちづくりをしてまいります。

第4次総合計画、平成23年からスタートをいたしました。この一番肝心な時期にこの蟹江町を担うこととなります。どうぞ皆様方、先ほど来申し上げましたように、まだまだ浅学でございますので、何とぞお力添え、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げ、所信表明につきましては、6月議会にしっかりとお示しをさせていただき、ご議論をいただければありがたいというふうに思っております。

長々申し上げましたが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます、3期目の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

（町長降壇）

○議長 中村英子君

ありがとうございました。

続いて、河瀬副町長より行政報告の申し入れがありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、時間を頂戴いたしまして、蟹江高校跡地の取得についてご報告を申し上げます。

蟹江高校跡地の取得につきましては、経過報告として、さきの3月議会の冒頭で、譲渡価格については現在最終的な詰めを行っているところであるとご報告を申し上げます。その後愛知県と最終の詰めを行った結果、大筋合意に達しましたので、その金額と今後のスケジュールについてご報告申し上げます。

まず、金額でございますが、お手元に配付させていただいた資料にも記載してございますが、譲渡価格、これは県への総支払額でございますが、5,835万4,000円でございます。ちなみに平米当たりに換算しますと、平米約1,200円、坪当たり価格が3,900円となるわけでございます。この額につきましては、愛知県が最大限配慮した額であると判断をいたしました結

果、合意するものと決断させていただいております。

次に、取得にかかる今後の手続でございますが、本日の臨時議会終了後、速やかに県へ譲渡申請書を提出し、それにより仮契約を締結することとなります。そして、6月の定例議会に地方自治法に基づく財産の取得議決案及び取得予算案、それと25年度中に既存校舎の取り壊しを予定しておりますので、これに必要とする補正予算をご提案させていただく予定であります。

なお、初日の全員協議会におきまして、蟹江高校跡地の取得までの経緯、取得費用の内容、跡地の利活用についてご説明申し上げ、その後最終日に自治法に基づく取得議案、取得費用及び取り壊し費用の補正予算案を上程させていただきまして、ご審議いただく予定でおるところでございます。

以上、蟹江高校跡地の取得金額及び今後の取得スケジュールについてご報告させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 中村英子君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 中村英子君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番伊藤俊一君、8番黒川勝好君を指名いたします。

○議長 中村英子君

日程第2 「諸般の報告」を行います。

平成25年3月31日付で、会派新生クラブより解散届が提出をされました。これを受理いたしておりますので、ご報告いたします。

日程第3 「議席の変更」を行います。

新たに当選されました水野智見君の議席と会派の解散に伴い会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

水野智見君の議席を2番に、2番の山田新太郎君の議席を6番に、3番の安藤洋一君の議席を4番に、4番の高阪康彦君の議席を13番に、5番戸谷裕治君の議席を3番に、6番の伊藤俊一君の議席を7番に、7番中村英子の議席を8番に、8番黒川勝好君の議席を9番に、9番の菊地久君の議席を10番に、10番の佐藤茂君の議席を5番に、11番の吉田正昭君の議席を12番に、12番の奥田信宏君の議席を11番に、それぞれ変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席図のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、変更することに決定いたしました。

ただいま変更された方は、直ちに指定の議席に着席願います。

なお、町例規集の書籍はあす移動しておきます。

また、げた箱、ロッカーについてもあす以降新議席番号でご使用くださいますようお願いいたします。

議席の移動の間、暫時休憩といたします。

(午前 9時55分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時56分)

○議長 中村英子君

日程第4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、会派の調整が必要ですので、各派代表者会をお願いしたいと思えます。各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時57分)

○副議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

○副議長 吉田正昭君

これより議長にかわり、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど中村英子君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 吉田正昭君

追加日程第5 「議会議長の辞職」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中村英子君の除斥を求めます。

(8番議員退席)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願。

平成25年5月10日、蟹江町議会副議長、吉田正昭殿。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

蟹江町議会議長、中村英子。

以上でございます。

○副議長 吉田正昭君

お諮りします。

中村英子君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、中村英子君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中村英子君の除斥を解きます。

(8番議員入場)

ここで中村英子君の議長辞職の挨拶を許可いたします。中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。一言御礼のご挨拶をさせていただきますと思います。

1年前に皆さんにご推薦いただきまして、議長として就任させていただきました。初めのころ一、二カ月は女性の議長だということで、珍しがられたりもしましたけれども、その後は自然の流れの中で、そんなに珍しがられることもなく、議長として務めさせていただいたと思っております。

議長になりますと、愛知県のほうの町村の議長会というのも出席させていただくことになっているんですけれども、これは年に数回のことなんです、今愛知県内の町というのは13になったんですね。村はもう2ということになっています。本当に町村というのは少なくなってきたなと思うんですけれども、その町村のそれぞれの議長さんも、大体任期が2年というところが圧倒的に多くなっております。蟹江町はほとんど1年交代ですので、2年やっ

ているところとちょっと一緒になって何かしますと、ちょっとその点やりにくいというか、話しにくいところもあったなということもあります。

私後の人は、できれば2年、蟹江町も議長をやっていただくと、対外的にもまた内部的にも存在感としてはいいのではないかなというふうに思っております。これは議会運営委員会でも過去には私、皆さんに議長職2年にしましょうよというような提案もさせていただいておりますので、このことについてそれぞれの議員さんが、また課題として検討していただければありがたいと思います。もちろん今はもう辞職願を出しましたので、私後の議長さんの話でありますので、間違いのないようお願いしたいと思います。

いずれにしても、この1年間、議員の皆様方、そしてまた松岡事務局長を初めとする理事者の皆様方、本当に多くの皆さんのご協力、ご支援によりまして大過なく過ごさせていただきました。本当にこのことをありがとうございますと御礼申し上げまして、議長の職を終了させていただきます。

本当に皆さん、ご協力いただきました。ありがとうございます。（拍手）

（8番議員降壇）

○副議長 吉田正昭君

ここで各派代表者会をお願いしたいと思いますので、各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

（午前10時14分）

○副議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時21分）

○副議長 吉田正昭君

議長が欠けました。

お諮りします。

選挙第4号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第4号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○副議長 吉田正昭君

追加日程第6 選挙第4号「議会議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤茂君、伊藤俊一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

佐藤茂君、伊藤俊一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

有効投票 13票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

高 阪 康 彦 君 13票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、高阪康彦君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました高阪康彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の報告をします。

議長就任の挨拶を許可いたします。高阪康彦君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 高阪康彦君

皆様のご推挙により議長の職を務めさせていただくことになりました高阪でございます。

もとより浅学非才でありまして、議長という大役を無事務められるか、本当に不安でいっぱいです。でも、全身全霊を込めてそれに打ちかかっていきたいと思っております。

議長の仕事は、蟹江町議会をまとめていくのが大きな要素だと思いますが、特に今年度は前中村議長さんが手がけられました我々議員の基本となります最大の規範となる議会基本条例をまとめ上げるというのも、私の仕事だと思っております。

高い席からでございますが、議員各位のご協力、また理事者のご協力を心から七重の膝を八重に折り、伏してお願いを申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。(拍手)

(13番議員降壇)

○副議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これもちまして、新議長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。ここで、議長と交代する間、暫時休憩といたします。

(午前10時31分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時32分)

○議長 高阪康彦君

ここで、会派の調整が必要ですので、各派代表者会をお願いしたいと思います。各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩をいたします。

理事者の方々もまた招集をかけますので、一旦おりていただいても結構です。

暫時休憩をいたします。

(午前10時32分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

○議長 高阪康彦君

先ほど吉田正昭君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第7 「議会副議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉田正昭君の除斥を求めます。

(12番議員退席)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読させていただきます。

辞職願。

平成25年5月10日、蟹江町議会議長、高阪康彦殿。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

蟹江町議会副議長、吉田正昭。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

お諮りします。

吉田正昭君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、吉田正昭君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

吉田正昭君の除斥を解きます。

(12番議員入場)

ここで吉田正昭君の副議長辞職のあいさつを許可いたします。吉田正昭君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 吉田正昭君

皆様のおかげをもちまして、2年、副議長職をさせていただきまして、議長を補佐するというのでやらせていただきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いたい

します。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。（拍手）

（12番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

選挙第5号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第5号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第8 選挙第5号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に安藤洋一君、松本正美君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票を願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

安藤洋一君、松本正美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

有効投票 1 2 票

無効投票 2 票です。

有効投票のうち

山 田 新 太 郎 君 8 票

吉 田 正 昭 君 2 票

松 本 正 美 君 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、山田新太郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました山田新太郎君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を許可いたします。山田新太郎君、ご登壇ください。

(6 番議員登壇)

○6 番 山田新太郎君

どうも皆様、ありがとうございました。激戦の結果、今回私が副議長を拝命いたしましたので、全力で議長を助けてこの議会がうまく運営できるように頑張っていきたいと思っております。特にことは議長の言葉もありましたように、たくさんの重要事項があるんですけども、その中でも議会条例の制定という大きな仕事がありますので、特にこのことについては、議長を助けて条例が制定できるように全うしていきたいと思います。今後とも皆様のご協力のほど、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

(6 番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、代表者の方は会議室にご参集ください。

休憩中に各課長の退席を許可します。

それでは、本会議を暫時休憩をいたします。

(午前11時05分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

○議長 高阪康彦君

日程第9 選任第1号「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで所属氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

議会運営委員会委員、委員数は6名でございます。名前は議席順になっておりますので、よろしく願いをいたします。

松本正美議員、伊藤俊一議員、中村英子議員、菊地久議員、奥田信宏議員、吉田正昭議員の6名でございます。よろしく願いをいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第10 選任第2号「議会常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会常任委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

こちらにつきましても、議席順でございますので、よろしく願いをいたします。

総務民生常任委員会委員、松本正美議員、戸谷裕治議員、佐藤茂議員、山田新太郎議員、菊地久議員、吉田正昭議員、高阪康彦議員の7名でございます。

続きまして、防災建設常任委員会でございます。水野智見議員、安藤洋一議員、伊藤俊一議員、中村英子議員、黒川勝好議員、奥田信宏議員、大原龍彦議員の7名でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第11 選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定を準用し、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしく願いいたします。

こちらにつきましても議席順でございますので、よろしく願いをいたします。

松本正美議員、水野智見議員、戸谷裕治議員、安藤洋一議員、佐藤茂議員、黒川勝好議員の6名でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長 高阪康彦君

ここで本会議を暫時休憩し、各常任委員会等の正副委員長を互選していただきます。

念のため申し上げますが、委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、その職務はそれぞれ年長委員により行うことになっております。

なお、正副委員長が決まりましたら、議長へ報告してください。

委員会ごとの部屋割りをいたします。

総務民生常任委員会は会議室1、防災建設常任委員会は協議会室、以上が終わりましたら、議会運営委員会を先に会議室1で行い、その後議会広報編集委員会を協議会室で順次行います。

それでは、暫時休憩をいたします。

(午前11時43分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時37分)

○議長 高阪康彦君

ただいま開催されました各常任委員会等の正副委員長が互選されましたので、報告をします。

議会運営委員会の委員長に菊地久君、同副委員長に吉田正昭君。
総務民生常任委員会の委員長に吉田正昭君、同副委員長に佐藤茂君。
防災建設常任委員会の委員長に黒川勝好君、同副委員長に安藤洋一君。
議会広報編集委員会の委員長に松本正美君、同副委員長に戸谷裕治君。
以上であります。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

本日の追加日程として予定しております日程第15及び日程第16につきましては、継続して同じ議員に行っていただくこととなりますので、日程に追加するのを削除し、日程第12 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、追加日程第13 選挙第6号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」、日程第14 選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」のみを追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、監査委員の選任について日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第12 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしくお願いをいたします。

同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

平成25年5月10日提出、蟹江町長、横江淳一。

議会から選任する監査委員でございます。

住所、蟹江町大字須成字門屋敷下1352番地。氏名、伊藤俊一。生年月日、昭和20年1月21日でございます。

提案理由としまして、高阪康彦監査委員さんが退職されたためでございます。なお、任期につきましては、本日選任された日から平成27年4月30日までの任期となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、地方自治法第117条の規定により、伊藤俊一君の除斥を求めます。

(7番議員退席)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

伊藤俊一君の除斥を解きます。

(7番議員入場)

○議長 高阪康彦君

追加日程第13 選挙第6号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」を行います。
選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしく願いいたします。

選挙第6号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」。
海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。
平成25年5月10日提出、蟹江町議会。

選挙理由でございます。

松本正美議員の辞職により、組合同規約第5条第4項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。

なお、任期につきましては、平成27年3月31日までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議会議員に、吉田正昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉田正昭君を、海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました吉田正昭君が、海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました吉田正昭君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第14 選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしくお願いいいたします。

選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」。

海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成25年5月10日提出、蟹江町議会。

選挙理由でございます。

高阪康彦議員、安藤洋一議員の辞職により、組合規約第5条第3項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるからでございます。

なお、任期につきましては、組合任期でございます平成27年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりた

いと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。海部南部広域事務組合議会議員に、松本正美君、佐藤茂君を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました松本正美君、佐藤茂君を、海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました松本正美君、佐藤茂君を、海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました松本正美君、佐藤茂君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で本臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。したがって、平成25年第1回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会前議長 中村英子

蟹江町議会議長 高阪康彦

蟹江町議会前副議長 吉田正昭

6番 議員 伊藤俊一

8番 議員 黒川勝好